の届出...

公

告

第三千二百七十一号

(水曜日) 二年 日

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定...... 生活保護法による医療機関の指定...... 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出. 告 目 示 次 (障害福祉課) 策 策福 同 課祉 : :

建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の住所変更 過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施 (道 路 課

:

:

漁船保険付保義務の発生...... (建築住宅課) 県下 民地 局域 :

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 文県 化生 課活

 $\equiv$ 

:

平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外

雑

報

の事業の決算の要領及び平成二十二年度青森県新産業都市

建設事業団一般管理会計補正予算 (第一号) ほか一件の要 (建設事業団)

三.

쏨

示

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、

青森県告示第五百十七号

平成二十二

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、

より告示する。

同法第五十五条の二第二号の規定に

次の指

平成二十二年八月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

"	上北郡横浜町字寺下七五の一	よこはま薬局
"	五号室 ひつ市新町一〇の一二 パピーコーポ	しんまち薬局
三十六三	五の一〇	スマイル薬局南郷店
平成三、奉二	五所川原市金木町沢部四六八の一	リニックとやもり内科小児科ク
廃止年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

青森県告示第五百十八号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助 同法第五十五条の二第

平成二十二年八月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

"			<u>ල</u>	八	郡横浜町字寺下八一の二	町字	横浜	上北郡	よこはま薬局
"	ポ	Ŧ	パピ	_	<u>の</u>	0	新 町	五号室 の一二 パピーコーポ	しんまち薬局
ii.	=	、    ○   (市南郷区大字島守字梨子ノ久保	梨子	守字	字島	人	〇南 郷	五八の戸市	スマイル薬局南郷店
平成三季三	平	_	.原市金木町沢部四六八の一	部四	町沢	金木	原市	五所川	ク り り り り り り 内 科 小 児 科 ク リニッ 医療法 人 幸生 会 と や も
指定年月日	t⊵	所	住	は	又	地	在	所	名称又は氏名

# 青森県告示第五百十九号

号の規定により公示する。自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一項の規定により、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申

吾

	_ 7	上北郡横浜町字寺下八一の二	上北郡横浜町	7-3	よこはま薬局
平成三・・・ 一		青茶市小卵六丁ヨニミの一六		;	本宝葉司
指定年月日	地	在	斩	称	名

青森県告示第五百二十号

(平成十二年政令第百七十五号) 第七条第二項前段の規定により告示する。より次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定に

平成二十二年八月四日

青

青森県知事 三 村 申 吾

福浦	路
川 目	線
線	名
縫下縫下 道北 道郡 道 石郡 位 村 村村 林村 林村	I
八大八大 三字三字 一長一長	事
林班は小班内まで後字経道石一の人後字経道石一ののから	X
班石班石 内一内一 まのかの でーらー	間
良改)築	工事
· (道	の
路改	種 類
三平 応 ☆	開工 始事 日の

青森県告示第五百二十一号

一たので、同条第三項の規定により公示する。により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から住所を変更する旨の届出があっ建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第七十七条の三十五の五第二項の規定

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	X
後	前	分
l 徘	デ・日財 2木本団 2材住法 7技宅人	名
5	技宅人	称
三丁目四の二東京都江東区新	レスビル   東京都港区赤坂二   東	住
SI SI SI SI SI SI SI SI SI SI	一九水 アド	所
	三丁目四の二東京都江東区新砂	務所の所在地 定の業務を行う事 構造計算適合性判
	二十九日平成二十二年七月	変更年月日

青森県告示第五百二十二号

公示する。 項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定によりよる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一条船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条の二第二項の規定に

平成二十二年八月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

	博	邦	<b>本</b>	_		番地	<u>Д</u>	月 注	朴字	子関	とこれ 大字関格字前浜
	嘉	光	中	村		首出	į <u> </u>	1.	10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		なっては、オプロ
	E	英	川ツ名	Ш		1 1	<u></u>	Į Į	₹ ≥		5
関根浜	3	į	j ì	]	三七	番地三七	Ξ	削浜	根字	子関	むつ市大字関根字前浜四
加入区の名称		名	氏	び	及	所	住	の	人	起	発

公

告

五

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成二十二年七月九日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれ愛プラザあおば

代表者の氏名 工藤 志朗

兀

主たる事務所の所在地 八戸市下長六丁目一二の一〇

定款に記載された目的

を送るために就労の場を提供するとともに情報機器をいろいろな面で活かし、豊か な生き方を支援する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 活を営んでいく上で、社会の理解不足などの多くの制約を乗り越え、自立した生活 この法人は、障がい者や高齢者等の社会的弱者が、地域社会の一員として社会生

雑

報

青森県事業団公告第三号

百九条第三項の規定により次のとおり公表する。 件の要領を地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第三百十二条第一項及び第三 平成二十二年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第一号) ほかー た平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び 平成二十二年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百八十七回定例会の議を経

青森県新産業都市建設事業団

理事長 Ξ 村 申

吾

癜

>

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

鐪				5 諸 収		4 繰 越		3 編 入		2 財産収		1 分担金及 負 担	荥
入合計	3 雑 入	2 会館管理収入	1 預 金 利 子	>	1 繰 越 金	卧	1 繰 入 金	<b>H</b> 〉	1 財産運用収入	>	1 負 担 金	り金	頂
40,667,000	0	19,692,000	1,000	19,693,000	12,304,000	12,304,000	1,000,000	1,000,000	98,000	98,000	7,572,000	7,572,000円	予 算 現 額
40,694,523	310	19,692,000	9,907	19,702,217	12,304,856	12,304,856	1,000,000	1,000,000	115,450	115,450	7,572,000	7,572,000円	ᄪ
40,694,523	310	19,692,000	9,907	19,702,217	12,304,856	12,304,856	1,000,000	1,000,000	115,450	115,450	7,572,000	7,572,000円	以
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<sub>0</sub>	不約欠損
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<sub>0</sub> 日	収入未済
27,523	310	0	8,907	9,217	856	856	0	0	17,450	17,450	0	<sub>0</sub>	が昇ぬ部でい済額との比較

癜

>

癜 Œ

10,817,531	10,817,531	0	29,849,469	40,667,000	파	據
10,817,531	10,817,531	0	29,849,469	40,667,000	1 事業団運営費	
10,817,531	10,817,531	<sub>0</sub> 円	29,849,469	40,667,000 円		1 事業団費
予算現額と支出 済額との比較	不用額	翌年度繰越額	支出済額	予 算 現 額	頙	荥

歳入歳出差引残額

10,845,054円

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳				1事業収入	荥
파	3 百石収入	2 市川収入	1 臨海収入		萴
19,631,000	3,000	6,946,000	12,682,000	円 19,631,000	予 算 現 額
19,633,722	3,813	6,946,724	12,683,185	19,633,722	調定額
19,633,722	3,813	6,946,724	12,683,185	刊 19,633,722	収入済額
0	0	0	0	<sub>0</sub> 0	不納欠損額
0	0	0	0	<sub>0</sub> 日	収入未済額
2,722	813	724	1,185	2,722	予算現額と収入 済額との比較

癜

EE

							Г
6,876	6,876	0	19,624,124	19,631,000	파	歳出	
3,000	3,000	0	0	3,000	3 百石事業費		
0	0	0	6,946,000	6,946,000	2 市川事業費		
3,876	3,876	0	12,678,124	12,682,000	1 臨海事業費		
6,876	B 6,876	0 円	19,624,124	刊 19,631,000		1 事業 支出	
予算現額と支出 済額との比較	不用額	翌年度繰越額	支 出 済 額	予 算 現 額	頂	売久	

9,598円

歳入歳出差引残額

# 平成22年度青森県新産業都市建設事業団 一般管理会計補正予算 (第1号)

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,233千円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予 算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 1	千円 122	千円 123
	1 財産運用収入	1	122	123
3 繰 入 金		6,815	△5,815	1,000
	1 繰 入 金	6,815	△5,815	1,000
4 繰 越 金		1	10,844	10,845
	1 繰 越 金	1	10,844	10,845
歳入	合 計	34,082	5,151	39,233

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業団費		千円 34,082	<b>千円</b> 5,151	<b>千円</b> 39,233
	1 事業団運営費	34,082	5,151	39,233
歳 出	合 計	34,082	5,151	39,233

# 青森市長島一丁目一番一号 | 青森市第二問屋町三丁目一番七七号(発行所・発行人) (印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一毎週月・水・金曜日発行

銭

# 平成22年度青森県新産業都市建設事業団 一般事業会計補正予算 (第1号)

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,944千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		千円 18,937	千円 7	千円 18,944
	1 臨海収入	11,901	5	11,906
	3 百石収入	3	2	5
歳入	合 計	18,937	7	18,944

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業支出		千円 18,937	千円 7	千円 18,944
	1 臨海事業費	11,901	5	11,906
	3 百石事業費	3	2	5
歳 出	合 計	18,937	7	18,944